

三条市基幹相談支援センター 付与機能と体制について

福祉保健部 福祉課

1 三条市基幹相談支援センターが担う機能(案)

※R1年5月時点

三條市	委託 相談 支援 事業 所の 有無	開設 時期	実施 体系 直営 or 委託	人員配置・職種	付与機能												
					総合相談・専門相談		権利擁護・虐待防止			相談支援体制強化				地域移行・地域定着支援			
					相談支援の 実施	計画 作成 (個別 給付)	権利擁 護に関 する普 及啓発	成年後 見制度 利用支 援事業	虐待防 止セン ター機 能(通 報受 理・相 談)	相談支援 事業所へ の専門 的指導	相談支援 事業所 の人材 育成	関係機 関との 連携強 化の取 組	入所施 設や病 院への 働きか け	体制整 備の コーデ ィネー ト	協議会 運営		
○	H33.4	直営	2人 【内訳】 ・直営 2 (精神・療育)	○	×	×	△	×	△	○	×	○	×	○	○	○	×

・視察の結果、直接相談を受けることで本来力を入れたい業務が中途半端になることが分かった。そのため、相談窓口として市民への積極的な周知はしない。

・現在市が検討中の成年後見センターの立上げの動向を注視する。
・上記センターが立ち上がれば障がい者の部分もそこで担ってもらう。

・通報窓口は市とし、直接的支援は基幹にも市と同様の機能を持たせる。

・計画作成に関する相談には乗るが、基本的にプランチェックは行わない。
・相談支援事業所の人材育成の一環で同様の効果の見られる取組を行う。

・評価ではなく委託事業所の状況の把握をする。

・委託事業所が事務局となり企画を市と一緒にやってきたところに基幹が加わるイメージ。地域づくりには委託事業所とともに参画してもらうが、主担当とはならない意味で×。

作業部会からの声

「全て基幹で担うのが理想・・・」
「特に相談支援事業所の人材育成に力を入れるべき」
「基幹に配属される職員は経験豊富な相談支援専門員であるべき」

全体会 (H3010.19) からの声

「人材育成に力を入れて欲しい」
「関係機関からの相談はしているのか」
「福祉課との役割分担を明確にして欲しい」
「協議会運営は福祉課が行った方がいい」
「基幹に配属される職員は経験豊富な相談支援専門員であるべき」

2 三条市基幹相談支援センターが担う機能の詳細(案) (1/2)

区分	1 総合相談・専門相談		
内容	相談支援の実施		計画作成（個別給付）
		直接	
実施の有無	○	×	×
内容の詳細	・指定相談支援事業所や委託相談支援事業所が抱えるケースの相談に対応（電話・来所・同行訪問等）	・市民からの直接相談や関係機関からの個人に関する初期相談には対応しない	・基幹では行わない
ポイント	1 ケース対応の主担当は関わっている相談支援専門員であり、基幹職員はスーパーバイザー	1 基幹の周知時に担う役割を関係機関へ十分説明し、直接相談が入らないように調整 2 周知先は「障がい者福祉制度のご案内」配布先とその他必要な機関（民生委員等）	1 指定相談支援事業所が担う

区分	2 権利擁護・虐待防止		
内容	【新規】 権利擁護に関する普及啓発	成年後見制度利用支援事業 （市長申立・費用助成）	虐待防止センター機能 （通報受理・相談）
実施の有無	△	×	△
内容の詳細	・権利擁護に関する関係機関へのスーパーバイズ	・基幹では行わない	・通報受理した案件についての相談支援（ケース対応）を担う
ポイント	1 成年後見制度や虐待防止のための普及啓発活動は福祉課が担う（高齢介護課等、同様の取組を行う関係部署と連携）	1 福祉課が担う	1 通報窓口・通報受理は福祉課 2 相談支援（ケース対応）は基幹が担う（相談支援専門員が担当についている場合は連携して行う） 3 対応状況は福祉課も共有する

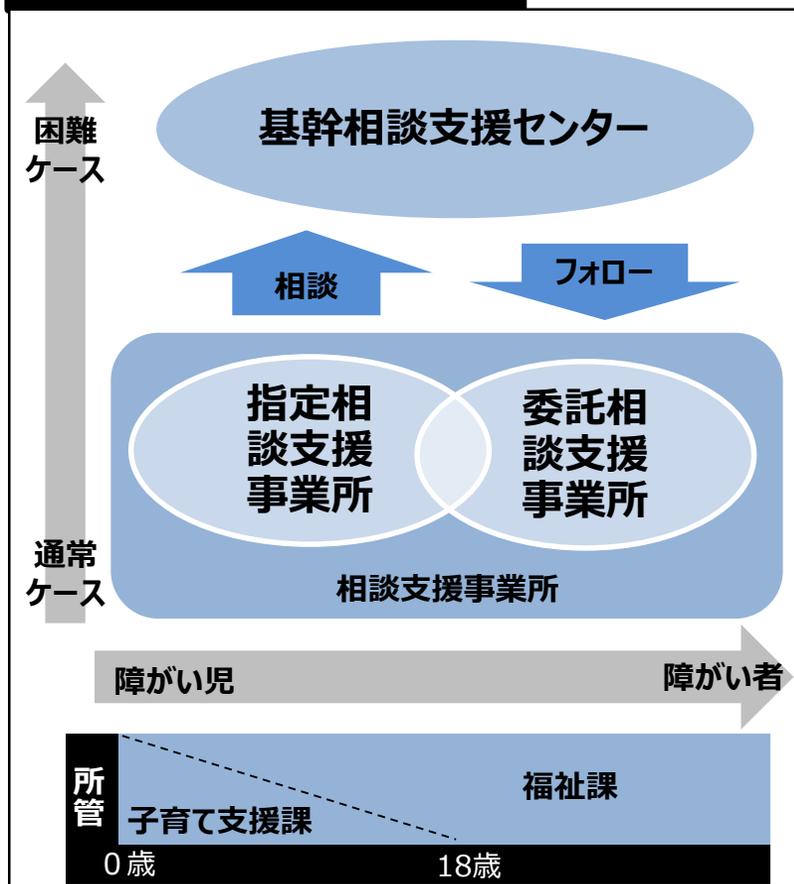
2 三条市基幹相談支援センターが担う機能の詳細(案) (2/2)

区分	3 相談支援体制強化				
	相談支援事業所への専門的指導		相談支援事業所の人材育成		関係機関との連携強化の取組
内容		プランチェック		委託事業所評価	
実施の有無	○		×		○
内容の詳細	・指定相談支援事業所や委託相談支援事業所に対する訪問等による指導、助言	・行わない	・各種研修会等の企画・運営、事例検討会等による地域の相談支援事業所の人材育成の支援	・基本的に行わないが、委託事業所の活動状況の把握に努める	・地域の相談機関との連携強化 ・教育現場や企業等に出向き、各種情報収集・提供や助言
ポイント	1 地域全体の相談支援の力の底上げ、質の確保を意識 2 事業所内でのスキルアップに向けた取組（OJT等）への支援も意識	1 基本的には行わないが、プラン作成に際し相談支援専門員からの個別相談には対応	1 協議会での取組との連携	1 地域全体の相談支援の力の底上げ、質の確保に必要なものが何かを考えることが目的	1 基幹と関係機関の連携強化が目的ではなく、全ての相談機関が連携できるようにネットワーク化することが目的 2 協議会での取組との連携

区分	4 地域移行・地域定着支援の促進		5 協議会運営
	入所施設や病院への働きかけ	体制整備のコーディネート	
実施の有無	○		×
内容の詳細	・入所施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	・地域の課題の取りまとめと解決のための取組（社会資源の掘り起こし等） ・不動産関係者、地域コミュニティへの障がいに対する普及啓発 ・地域相談支援を行う指定相談支援事業所のバックアップ	・基幹では行わない
ポイント	1 圏域の取組との連携	1 地域包括ケアシステムとの連携	1 福祉課が担うが、委託相談支援事業所と共に事務局として位置づけ、発案、企画、運営に参画

3 基幹相談支援センターと支援機関の機能の整理

相談支援体制イメージ



- ・指定相談支援事業所は計画作成に専念。
- ・サービスにつながらないケースは委託相談支援事業所が対応。
- ・指定相談支援事業所が困るケースは委託相談支援事業所が、それでも困るケースは基幹相談支援センター及び児童発達支援センター機能がフォローする。

機能（役割の整理が必要と思われるもののみ）

◎ …主体となる機関（メイン）、○ …主体となる機関（サブ）、◇ …協力機関

		指定相談支援事業所	委託相談支援事業所	基幹相談支援センター	福祉課	子育て支援課 ※児童発達支援センター機能
1	市民からの相談（初期相談）・担当機関へのつなぎ・支援	◎	◎		◎（者）	◎（児）
2	医療機関や他分野の関係機関からの相談（初期相談）・担当機関へのつなぎ・支援	◎	◎		◎（者）	◎（児）
3	サービス利用のための計画作成	◎				
4	サービス利用に付随する障がいに関する相談・支援	◎				
5	サービス以外の生活全般の障がいに関する相談・支援	○	◎			
6	権利擁護に関する相談・支援		◎	○		
7	相談支援事業所からの困難ケース相談・スーパーヴァイズ		○	◎（児・者）		◎（児）※
8	虐待通報窓口				◎（者）	◎（児）
9	虐待ケースへの支援	◇	◇	◎（者）		◎（児）
10	地域移行・地域定着支援	◎				
11	地域移行・地域定着の促進のための取組			◎		
12	社会資源の掘り起こし・活用に向けた取組		◎	◎	○（者）	○（児）
13	障がい児支援に関する全般的な施策検討・策定・推進（医療的ケア児コーディネート機能、ペアトレ推進含む）					◎※
14	障がい者支援に関する全般的な施策検討・策定・推進（地域自立支援協議会運営含む）				◎	